

SBTi 認定基準および推奨事項

TWG-INF-002 / 第 4.1 版

2020 年 4 月

<ご留意事項>

- 本資料は、Science Based Targets initiative の「*SBTi Criteria and Recommendations Version 4.1*」を、みずほ情報総研株式会社が仮訳したものです。
- 本資料の利用に際しては、翻訳に関する二次著作権の扱いを含め、お取扱いには十分ご注意ください。

パートナー組織



目次

1. はじめに.....	3
2. 改定基準の施行日	3
I. GHG 排出インベントリと目標バウンダリ	4
II. 期間設定.....	6
III. 野心	7
IV. スコープ 2.....	9
V. スコープ 3.....	10
VI. セクター別ガイダンス	13
VII. 報告	14
VIII. 再計算と目標の妥当性.....	15
3. 基準改定の年間スケジュール	16
4. 改訂履歴.....	17

1. はじめに

以下に記載した認定基準は全て、Science-Based Targets initiative (SBTi)から目標の認定を受けるために適合しなければならない基準である。加えて、企業は[温室効果ガス\(GHG\) プロトコル事業者排出量算定報告基準](#)や、[スコープ2 ガイダンス](#)、[企業のバリューチェーン \(スコープ3\) 算定報告基準](#)に従うことが望ましい。SBTi 推奨事項は、透明性とベストプラクティスの実施にとって重要だが、必須ではない。

[目標妥当性確認規定](#)は、目標を評価し、SBTi 認定基準との適合性を判断するための基本的な原則、プロセス、従った認定基準を説明している。SBTi は、企業が目標を策定する前にこの規定を見直すことを強く推奨する。

SBTi は、企業に最新の認定基準と推奨事項の情報提供をする一方で、最新の排出シナリオ、パートナー組織の方針、温室効果ガス算定プラクティスを反映するために必要な調整を行う権利を有する。

SBTi は、目標の妥当性確認プロセスにおいて誤った情報が伝えられ、評価期間中に設定されている認定基準のいずれかを満たさない結果となることが明らかな場合、または目標の認定後の要件が尊重されなかった場合（すなわち目標の経過報告や再計算）、認定された目標の妥当性を撤回する権利も有する。

（特定の項を含め）特に言及がなければ、すべての基準はスコープ 1,2,3 に適用される。

2. 改定基準の施行日

本認定基準第 4.1 版は、2020 年 7 月 15 日時点で有効となる。2020 年 7 月 15 日以前に SBTi が受領した提出物はすべて、認定基準第 4 版または第 4.1 版に照らして評価される。アスタリスク(*)の表示のある認定基準、推奨事項、ベストプラクティスは、以前の認定基準や推奨事項を改良、及び加筆/明確化したものである。

I. GHG 排出インベントリと目標バウンダリ

認定基準

C1 - 設定範囲 : GHG プロトコル事業者排出量算定報告基準に定義される、企業全体のスコープ 1 および 2 の排出量を含まなければならない。

C2 - 有意閾値 : インベントリと目標のバウンダリの中で、スコープ 1 及び 2 を足し合わせた排出量の 5% までなら対象外としてもよい。¹

C3 - 温室効果ガス : 目標は GHG プロトコル事業者排出量算定報告基準で定められているすべての温室効果ガスを対象とする。

*C4 - バイオエネルギーの算定 : バイオ燃料またはバイオ原料の燃焼による直接 CO₂ 排出、及びそのような種類のバイオエネルギーの原料に関連する GHG 炭素隔離量²は、Science-Based Target を設定する際や目標に対する進捗を報告する際、企業のインベントリと共に報告し、目標範囲に含めなければならない。バイオ燃料またはバイオ原料からの生物起源の炭素排出量がニュートラルと説明される場合、論拠となる前提条件の正当性を示さなければならない。企業は、GHG プロトコルで定められているように、スコープ 1、2、3 におけるバイオエネルギーの使用による N₂O 及び CH₄ からの排出量を報告しなければならず、生物起源の炭素と同様の要件を、インベントリ記載及び目標範囲に適用しなければならない。

*C5 - 子会社 : 企業は、子会社のレベルではなく、親会社 - あるいはグループレベルのみにおいて、目標を提出することを推奨する。親会社は、上述のバウンダリの基準に従い、全ての子会社の排出量を、提出する目標に入れなければならない。親会社と子会社の両者が目標を提出する場合は³、インベントリ統合のアプローチの選択により、親会社の排出量

¹企業のスコープ 1 あるいは 2 の排出量が取るに足りない（すなわちスコープ 1 及び 2 の排出量を合わせた合計の 5% 以下）と見なされる場合は、企業は SBT を、スコープ 1 及び 2 の排出量の合計の 95% 以上を占めるスコープ（スコープ 1 あるいは 2）にのみ設定できる。その企業は、GHG プロトコルの完全性の原則に従って、また C23 及び R12 により、両方のスコープについて報告し、必要に応じて目標を調整し続けなければならない。

²生物起源の排出量に関連する非バイオエネルギーは、インベントリと共に報告され、目標バウンダリに含まなければならない。バイオエネルギーの原料に関連しない GHG 吸収量は、現在 SBT への進捗やインベントリの実質排出量に含むことが認められていない。

³この基準は子会社のみ適用される。ブランド、被許諾者、または特定の地域あるいは企業の事業部門は、親会社が選んだ統合的なアプローチの領域の外とならない限り、独立した目標としては認められない。

のバウンダリに子会社の排出量が含まれるのであれば、親会社の目標にも子会社の目標を含めなければならない。

推奨事項および追加的ガイダンス

***R1 - 直接的土地利用変化に伴う排出量**：該当があれば、土地利用変化による直接排出量を算定し、目標バウンダリに含むことが奨励されている。SBTの一環として土地利用変化を減らす（例えばサプライチェーンによる森林破壊を防ぐ等）ために緩和措置を実施しようとする企業は、基準年のインベントリに土地利用変化に伴う排出量を入れるべきである。土地利用変化を計算する手法は大きく異なり、現在 GHG プロトコルの下、標準的な手法として承認されたものはないため、企業は GHG インベントリ内の当該影響を計算するために用いた手法を開示することが望ましい。間接的な土地利用の排出量をもたらす企業は、それらを別々にして企業のインベントリと一緒に報告し、これらの影響を算定するために用いた手法を同じように開示できる。

***R2 - バイオエネルギー算定**：バイオエネルギーの中立性の前提は、バイオ資源の採取（木材/穀物）とその後の再生の間に大きな時間差があることを見逃しがちである。彼らはまたバイオエネルギーの原材料として使用される森林/穀物系の生産性や、バイオベースの製品または廃棄の長期的な炭素貯蔵の効果に違いがありうることも見逃す。これらの理由により、GHG プロトコルに従って、標準的なバイオエネルギーの GHG 算定法が開発されるまでは、SBTi は、排出（すなわち木材/穀物採取）及び隔離（すなわち木材/穀物再生）の時間を、企業が算定方法論において考慮することを強く推奨する。

II. 期間設定

認定基準

C6 - 基準年および目標年：目標は、SBTi に正式に目標が提出された日から、最短で 5 年、最長で 15 年を対象としなければならない⁴。

C7 - これまでの成果：SBTi に提出する期日までに既に達成している目標は認定されない。SBTi は、過去の実績を除いた今後の野心を評価するにあたり、目標が SBTi に提出された年（または直近で GHG インベントリが作成された年）を使用する。作成された最新の GHG インベントリは、目標を提出した年よりも 2 年以上前のものであってはならない。⁵

推奨事項および追加的ガイダンス

R3 - 基準年：SBTi は、データが利用可能な直近年を、目標の基準年とすることを推奨している。

R4 - 目標年：提出した日から 15 年以上を対象とする目標は、長期目標と考えられる。C6 により必須とされている中期目標に加え、2050 年までの長期目標を策定することが推奨されている。長期目標が、SBTi に妥当性を確認され、認定されるためには、少なくとも世界の気温上昇が産業革命以前の気温と比べ、2°C を十分下回る水準に抑えられることを求める脱炭素化の水準に則っていなければならない。

R5 - 整合性：中期目標と長期目標に対して、同じ基準年と目標年を使用することが推奨される。

⁴ 2020 年上半期に正式に提出した目標に関しては、有効な目標年は 2024-2034 年の間となる。2020 年下半期に提出された目標に関しては、有効な目標年は、2025-2035 年となる。

⁵ 2020 年に正式に提出される目標で、提出される最新のインベントリデータは最も古いものでも 2018 年のものでなければならない。

III. 野心

認定基準

C8 - 目標水準：少なくとも、スコープ 1 および 2 目標は、世界の気温上昇を産業革命以前と比べ、2°Cを十分に下回る水準に抑えるために必要な脱炭素化水準と合致しなくてはならないが、1.5°C以下に抑える軌道に向け、企業はさらなる努力を重ねることが推奨される。目標設定期間の野心（基準年から目標年までの目標）と、過去の実績を除いた今後の野心（直近年から目標年までの目標）のいずれもが、この野心の認定基準を満たしていなければならない。

C9 - 総量目標 vs. 原単位目標：スコープ 1 および 2 排出量の原単位目標は、それが気温上昇を 2°Cを十分に下回る水準に抑える気候シナリオに則る排出総量削減目標につながる場合、あるいは企業の事業活動に適用可能な認定されたセクターの経路⁶を用いてモデル化された場合にのみ設定できる。総量削減目標は、2°Cを十分に下回る目標に則った排出シナリオの中でも、少なくとも最も気温上昇の低いシナリオと同じくらい野心的か、部門別脱炭素アプローチ（Sectoral Decarbonization Approach: SDA）で設定されている関連セクターの削減経路と一致しなければならない。

C10 - 手法の妥当性：目標は SBTi によって認定された最新版の手法やツールを用いて、モデル化しなければならない。旧バージョンのツールや手法を用いてモデル化した目標は、改訂した手法または関連するセクターに特化したツールの公表から 6 ヶ月以内なら SBTi に正式に提出できる。

*C11 - スコープを合算した目標：複数のスコープを合算した目標（例、1+2 または 1+2+3）を設定することもできる。合算目標を提出する際は目標のスコープ 1+2 部分は少なくとも 2°Cを十分に下回るシナリオと一致し、スコープ 3 部分は C20 で説明される野心の要件を満たさなければならない。最低限の野心的目標が企業のスコープ 3 の活動に対して特定されたセクターについては、C21 が C11 より優先される。

*C12 - オフセット：他社のクレジット（排出権）の取得による削減（カーボン・オフセット）は、企業の Science-Based Target 達成に向けた排出削減とは見なしてはならない。SBTi は、企業が自社の事業活動またはバリューチェーンにおける直接的な行動を通して排出量を削減することを基に、目標を設定することを求めている。オフセットは、

⁶認定された手法やセクター経路の一覧は、Science-Based Target 設定マニュアル第 3 章を参照。

Science-Based Target を超えて、さらに排出削減量を調達したいという企業にとっては選択肢になると考えられる。

*C13 - 削減貢献量：削減貢献量は、企業のインベントリとは異なる算定システムに該当するため、Science-Based Target に算入しない。

推奨事項および追加的ガイダンス

R6 - アプローチの選択：SBTi は、累積排出量が最も少なく、最も早期の削減につながる最も野心的な脱炭素化シナリオを使用することを推奨している。

IV. スコープ 2

認定基準

*C14 - アプローチ：企業は基準年の排出量の計算や **Science-Based Target** の進捗を把握するため、GHG プロトコルスコープ 2 ガイダンスのロケーション基準またはマーケット基準のどちらを用いているか開示しなければならない。企業は両方のアプローチによりスコープ 2 排出量を報告することが推奨される。しかしながら、SBT の設定及び進捗把握には単一の一貫性のあるアプローチを用いなければならない（例えば目標設定及び進捗把握の両方にロケーション基準のアプローチを用いて）。

*C15 - 再エネ電力：1.5°Cシナリオに一致する割合で再生可能エネルギー電力を積極的に調達する目標は、スコープ 2 排出削減目標の代替目標として認められる。RE100 の推奨事項に沿って、2025 年までに再エネ電力の調達を 80%に、2030 年までに 100%にすることを、このアプローチの閾値（電力使用合計に対する再生可能電力の割合）とする。すでにこの水準で、またはこの閾値以上の水準で電力を調達している企業は、認定されるために再エネ電力の使用を維持、または増加させなければならない。

推奨事項および追加的ガイダンス

R7 - 購入した熱・蒸気：SDA を用いた **Science-Based Target** のモデル化の目的では、購入した熱と蒸気に関連する排出量は、直接排出（スコープ 1）として計算することを推奨している。

R8 - 目標モデル化の効率性の検討：もし企業が特定のセクター、市場及び 2°Cを十分に下回るシナリオに基づいた電力セクターに想定されている脱炭素化の効率向上を組み込んでない手法を用いていれば、これらの要因を考慮して電力に関連するスコープ 2 目標を設定することを推奨している。

V. スコープ 3

認定基準

C16・スコープ 3 スクリーニング：GHG プロトコル企業のバリューチェーン（スコープ 3）算定報告基準に基づき、スコープ 3 の各カテゴリの割合を調べるため、関連するすべての義務的な⁷スコープ 3 カテゴリのスクリーニングを実施しなければならない。

*C17・スコープ 3 目標の必須要件：企業に関連する義務的なスコープ 3 排出量がスコープ 1、2、3 排出合計の 40%以上となる場合、スコープ 3 目標が必要となる。天然ガスまたはその他の化石燃料製品の販売または流通に関わる企業は全て、スコープ 1,2,3 排出合計と比べた当該排出量の割合を問わず、スコープ 3 の「販売した製品の使用」カテゴリに目標を設定しなければならない。

C18・バウンダリ：企業は、GHG プロトコル企業のバリューチェーン（スコープ 3）算定報告基準に準拠し、1 つ以上の排出削減目標または、義務的なスコープ 3 全体の少なくとも 2/3 を含むサプライヤー・エンゲージメント目標またはカスタマー・エンゲージメント目標を設定しなければならない。

C19・期間設定：排出削減目標は、SBTi に正式に目標が提出された日から、最短で 5 年、最長で 15 年を対象としなければならない。C19 により必須となっている中期目標に加えて、2050 年までの長期目標の策定が推奨されている。スコープ 3 の長期目標が野心的と判断されるには、C20 に適合しなければならない。

C20・スコープ 3 排出削減目標の野心的水準：排出削減目標（バリューチェーン全体または個別のスコープ 3 カテゴリ）は、以下のいずれかを満たした場合、野心的と判断される。

- 総量：世界の気温上昇が産業革命以前の気温と比べて、2°C に抑えるようにした脱炭素化の水準に合致する総量排出削減目標。総量目標は一貫性があり企業活動を代表する単位に基づく原単位により示され得る。
- 経済的原単位：付加価値当たりの排出が少なくとも前年比 7% 減となる経済的原単位目標⁸

⁷ スコープ 3 の各カテゴリ義務的な排出量の定義については、企業のバリューチェーン（スコープ 3）表 5.4（35 ページ）『最小境界』を参照。

⁸ Science-Based Target 設定マニュアル第 3 章で説明される付加価値当たり温室効果ガス

- 物理的原単位：SDA の関連するセクターの削減経路に則る原単位削減、または排出総量を増やさず、少なくとも同量削減で年 2% に相当する原単位の改善につながる目標

*C20.1 - サプライヤーまたはカスタマー・エンゲージメント目標：サプライヤーまたは顧客に科学と整合した排出削減目標の採用を促す目標は、以下の条件が満たされた時に認められる。

- バウンダリ：関連があり、信頼性の高い上流、または下流のカテゴリについてエンゲージメント目標を設定できる。
- 策定：関連する上流または下流カテゴリの排出量のうち、どれくらいの割合がエンゲージメント目標に含まれるのか、その情報がわからない場合、年間の調達費の何割が目標に含まれるのか、目標の中で情報を提供しなければならない。⁹
- 期間設定：エンゲージメント目標は、SBTi に正式に目標が提出された日から最長で 5 年以内に実現しなければならない。¹⁰
- 目標水準：サプライヤー/顧客は SBTi の資料に沿って、科学と整合した排出削減目標を設定しなければならない。

*C20.2 - 化石燃料の販売、輸送、流通：天然ガスまたはその他化石燃料製品を販売または輸送、流通する企業は、「販売した製品の使用」カテゴリに対して、排出削減目標を設定し、その目標は最低でも世界の気温上昇を産業革命以前の気温と比べ、2°C を十分に下回るように抑えるために必要な脱炭素化の水準に則るものとする。C20.1 で示された カスタマー・エンゲージメント目標はこの基準には適用されない。

推奨事項および追加的ガイダンス

R9 - サプライヤー・エンゲージメント：企業は、サプライヤーが Science-Based Target を設定する際、利用可能な SBTi ガイダンスやツールを使用するよう奨励することが望ましい。SBTi がサプライヤーの目標の妥当性確認を行うことは、必須ではないが推奨される。

排出量 (GEVA) 手法

⁹対象範囲を調達費で測る場合、企業は、サプライヤーあるいはカスタマーの目標のみ、あるいはスコープ 3 の他の目標とあわせたものにより認定基準 C18 が満たされていることを示すための妥当性確認の目的で、その支払額に関連する排出範囲の概算を提供すべきである。

¹⁰ 2020 年上半期に正式に提出した目標に関しては、有効な目標年は 2024 年までとなる。2020 年下半期に提出された目標に関しては、有効な目標年は 2025 年までとなる。

R10 - 間接使用段階目標：間接使用段階排出量を削減するためにエンドユーザーの行動に影響を及ぼす目標（啓発活動等）や顧客に **Science-Based Target** の採用を促進する目標（カスタマーエンゲージメント目標等）は必須ではないが、間接使用段階の排出量が多い場合、設定を奨励される。間接使用段階の排出量をスコープ 3 の目標バウンダリに含むことができるが、C18 の義務的なスコープ 3 に定義される 3 分の 2 の閾値にはカウントできない（つまり、間接使用段階目標は企業のスコープ 3 目標とは別の、追加的な目標となる）。直接および間接使用段階で排出量を生む製品の一覧は、GHG プロトコルスコープ 3 基準 48 ページを参照。

VI. セクター別ガイダンス

*C21 - セクター別ガイダンスの要件：セクターのガイダンスが公表されて遅くとも 6 ヶ月後には、関連するセクターに特化した最新の手法及びガイダンスに示されている、目標設定や最低限の野心水準の要件に従わなければならない。セクター別ガイダンスと要件の一覧は[目標妥当性確認規定](#)及び Science-Based Target 設定マニュアル第 3 章を参照。

VII. 報告

認定基準

C22 - 頻度：企業は企業全体の GHG 排出インベントリ、及び公表した目標に対する進捗を年に 1 度公式に報告しなくてはならない。

推奨事項および追加的ガイダンス

R11 - 開示場所：インベントリの開示が望ましい場所に関しては、公に閲覧できる限り、具体的な必須要件はない。年次報告書、サステナビリティレポート、企業のウェブサイト、または CDP の質問書が推奨される。

VIII. 再計算と目標の妥当性

認定基準

C23 - 目標の再計算の義務化：最新の気候科学、及びベストプラクティスと整合性をとるために、少なくとも5年に一度目標を見直し、必要であれば再計算し、妥当性確認を受けなければならない。すでに目標を認定されている企業が妥当性を再度確認する必要のある最も遅い年は、2025年であり、再計算が必要な企業は、再提出の時点で適用可能な最新の認定基準に従わなければならない。

C24 - 目標の妥当性：目標を認定された企業は、認定日から6ヶ月以内にSBTiのウェブサイト上で公式に目標を公開しなければならない。6ヶ月経っても公表されなかった目標は、SBTiが合意した別の公表時期がない限り、再度認定プロセスを受けなければならない。

推奨事項および追加的ガイダンス

R12 - 目標の再計算のタイミング：既存の目標の妥当性と一貫性を損なう恐れのある重大な変更に対応するために、必要に応じて目標は再計算するべきである。以下のような変更があると、再計算を行うべきである。

- スコープ3排出量が、スコープ1,2,3を合わせた排出全量の40%以上となる。
- インベントリまたは目標バウンダリから除外した排出量が大きく変化する。
- 企業の体制や活動に大幅な変化がある（買収、売却、合併、内製化または外注、製品や提供するサービスの変更等）
- 基準年のインベントリの重大な調整、または成長予測といった目標設定のためのデータの変化（重大な間違いや、誤りが積み重なって大きな間違いとなっているもの等）；
- SBTを設定する際に使用した予測/前提条件のその他大きな変化

R13 - 目標予測の妥当性：目標に関する予測の妥当性は毎年確認することが推奨される。企業はSBTiに重大な変更を通知し、必要に応じてその大きな変更を公式に報告すべきである。

3. 基準改定の年間スケジュール

目標の妥当性確認の認定基準は、2021年より以下のスケジュールにて毎年更新される。目標の妥当性確認プロセスと CDP 気候変動質問書の Science-Based Target スコアリングについてさらに知りたい場合は、[Call to Action Guidelines](#) を参照。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
改定された基準、提出フォーム、Call to Action Guidelines 発行	改定済み基準の据置期間	CDPスコアリング期間						CDPスコアリングの期間中あるいはそれ以前に提出した CDP回答対象外の企業に結果を通知				SBTiは基準の改善法を検討し、技術諮問グループに改定箇所についてフィードバックを求める
		CDPスコアリング提出期限の一日後に、改定済み基準が発効(2019年は5月15日)	CDPの気候変動質問書の回答期限までに対象企業に結果を通知									

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
改訂された基準、提出フォーム、Call to Action Guidelines 発行	改訂済み基準の据置期間	CDPスコアリング期間						CDPスコアリングの期間中あるいはその直前に提出した CDP回答対象外の企業に結果を通知				SBTiは基準の改善法を検討し、技術諮問グループに改訂箇所についてフィードバックを求める
		CDPスコアリング提出期限の一日後に、改定済み基準が発効(2021年は5月15日)	CDPの気候変動質問書の回答期限までに対象企業に結果を通知									

4. 改訂履歴

バージョン	改訂/更新箇所	策定日	有効期間
第1版	Science Based Targets initiative の認定基準と推奨事項 第1版	2015年5月	2015年5月 2017年4月16日
第2版	現行のベストプラクティスと最新の事例を反映した認定基準と推奨事項の更新版	2017年2月24日	2017年2月24日より
第3版	よりわかりやすく、現行のベストプラクティスを反映した基準と推奨事項の更新版。	2018年5月23日	2018年5月23日より
第3版のガイドランス	第3版の補完的ガイドランスと説明	2019年2月28日	2018年5月23日より
第4版	最新の気候科学とベストプラクティスの現在の動向を反映する認定基準と推奨事項の更新版、第3版のガイドランスにある関連する認定基準の説明を統合。	2019年4月17日	2019年10月15日より
第4.1版	よりわかりやすく、現行のベストプラクティスを反映した基準と推奨事項の更新版。 改定部分はアスタリスク(*)を表示。	2020年4月15日	2020年7月15日より